

個別ケース検討会議とは

こどもの安全と家族支援に向けて関係機関が協議を行い、支援内容を検討します。

協議・検討する事項について

- 1 子ども（家庭）の情報の集約、問題点の確認、危険度や緊急度の判断
- 2 具体的な支援方法や支援計画の検討、役割分担の決定
- 3 主担当機関と主たる支援機関の決定、次回会議日程等の確認

効果的な会議とするために

- 1 自機関が把握している情報や自機関でできることを事前に整理
- 2 会議では、各機関ができる具体的な援助内容を出し合う
- 3 役割や責任を押し付け合うのではなく、互いの役割の違いを尊重して話し合う

会議の開催について

- 1 区家庭児童相談室に連絡・相談（会議を関係機関が開催することも可。児童相談所が深く関わっているこどもの場合は児童相談所に直接連絡可）
- 2 区家庭児童相談室等で会議の開催について検討。開催する場合の参加機関や日程調整等を行い、会議を開催

守秘義務について

要対協の枠組みで行う個別ケース検討会議は、児童福祉法上の守秘義務が課せられています。会議の内容について、正当な理由なく他に漏らす等した場合、罰則が科せられることがあります。

児童虐待を
発見した場合

はっきり児童虐待とは
わからない場合

保育所等で
関わっているだけでは
不安な場合

こんなとき、まずは相談を！〔各種相談窓口〕

夜間・休日は「札幌市子ども安心ホットライン」へご連絡ください。

札幌市子ども安心ホットライン（24時間365日）

TEL. 011-622-0010

児童相談所虐待対応

ダイヤル（24時間365日）

局番なしの189

札幌市児童相談所（担当区：中央・北・東・南・西・手稲）

〔月～金 8:45～17:15〕

※土・日曜、祝日及び12月29日から1月3日まではお休み

TEL.011-622-8630

札幌市東部児童相談所（担当区：白石・厚別・豊平・清田）

〔月～金 8:45～17:15〕

※土・日曜、祝日及び12月29日から1月3日まではお休み

TEL.011-863-6290

各区健康・子ども課 （家庭児童相談室） 〔月～金 8:45～17:15〕 ※土・日曜、祝日及び 12月29日から1月3日まではお休み	中央区	TEL.011-205-3353	豊平区	TEL.011-822-2423
	北区	TEL.011-757-1182	清田区	TEL.011-889-2049
	東区	TEL.011-711-3212	南区	TEL.011-522-5770
	白石区	TEL.011-861-2512	西区	TEL.011-621-4241
	厚別区	TEL.011-895-2497	手稲区	TEL.011-688-8596

こどもが受傷している、こどもや保護者が保護を求めている場合や性的虐待、生命が危ぶまれるような場合には、すみやかに担当区の児童相談所（札幌市子ども安心ホットライン）へ連絡してください。

児童虐待防止法第6条の規定に基づき、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、すべての国民に通告する義務があります。また、児童虐待防止法第7条の規定に基づき、通告した方の秘密は守られます。



オレンジリボンにはこどもの虐待を防止するというメッセージが込められています。

このリーフレットは、「児童虐待防止ハンドブック」（札幌市）のうち関係機関の皆さんに知っていただきたい情報をまとめたものです。編集にあたっては「子ども虐待対応の手引き」（こども家庭庁）、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省）や他都市が作成した児童虐待防止ハンドブック等の内容を参考にしました。

発行：札幌市児童相談所地域連携課（TEL 011-622-8620）（令和2年（2020年）8月作成）（令和8年（2026年）8月改訂）



さっぽろ市
02-G03-26-1638
R8-2-1115

SAPPORO



保育所・幼稚園・認定こども園等用

札幌市児童虐待防止 ハンドブック 〈ダイジェスト版〉



こどもたちを虐待から守るためには保育所等の職員による気づきと支援が不可欠です。こどもたちが安心して健やかに成長できるよう、関係機関が力を合わせて支援していきましょう。

判断に迷うとき

児童虐待は、家庭の中で行われるため見えにくく、発見が難しいものです。そのため、日常的にこどもと関わっている機関での「気づき」が大切です。虐待と疑われる内容を見聞きした場合には、ぜひ相談してください。

組織での対応

虐待対応は多岐に渡る支援が必要です。保育所等の職員が一人で抱え込んだり、自分だけで解決しようとせず、組織的に対応することが重要です。

保護者との関係

保護者との信頼関係を壊したくないために連絡をためらう声も聞かれます。相談をきっかけに支援が始まる場合があります。親を責めるのではなく、家族全体を支えるという視点で考えていきましょう。

より早くご相談いただくことで、こどもと家庭のより良い支援につながります。

「要対協」って何でしょう？

札幌市では、支援が必要なこどもの早期発見や適切な保護を図るため、「札幌市要保護児童対策地域協議会（要対協）」を設置しています。

要対協は、対象のお子さんが住んでいる区ごとにも設置され、個別のこどもごとに検討会議等を行いながら、お子さんとその家庭に対する支援のあり方を考え、関係機関ごとに役割を分担し、見守りを行っていきます。

家庭の状況に変化があれば、介入的な対応も検討し、こどもの安全を守ります。

気になるお子さんがいれば、すぐに児童相談所や区家庭児童相談室へ連絡してください。



保育所・幼稚園・認定こども園などでの留意点～園での1日の生活の様子から～

保護者への対応

●常に目をかけておく

温かいねぎらいの言葉をかけましょう。
例えば、こどもに対して乱暴な声かけをしているようなときは、子育ての大変さをねぎらい、園でのこどもの良いところなどを具体的に伝えましょう。

●家族を悪者扱いしない

不適切な対応をしてしまう家族にもそれなりの理由があり、単に責めるだけでは逆効果です。子育ての大変さに共感し、自らを変える努力ができるよう働きかけましょう。

●親がこどもの行動を理解するのを助ける

虐待を受けたこどもは行動面(乱暴、かんしゃく、反抗など)に表れることが少なくありません。良いこと、できていることを具体的にほめる等の形を試すよう促しましょう。

●具体的にとれる方法を家族と一緒に考える

誰もが理想的といえる子育てをできるわけではありません。家庭の状況に合わせて、具体的かつ現実的な方法を保護者とともに考え、できたときの達成感を育てるように援助しましょう。

●事実は事実として確認する

共感的な対応が基本ですが、傷やケガ、気になる発言があった場合には、園として放ってはおけない(確認する)旨を普段から伝えておくことが効果的です。
例えば、傷やケガについては、原因が何なのかは園として確実に確認する必要がありますし、連絡なくこどもが登園しない場合も、事情をすぐに確認すべきです。
その上で、園内で協議しても、なお心配が解消されない、虐待が疑われるような場合には、すぐに区家庭児童相談室や児童相談所への連絡をお願いします。

こどもへの対応

●こどもが安心して話せる場をつくる

心配な様子が見られるときは、こどもが話せる雰囲気をつくり、さりげなく聞きましょう。ふだんのこどもの様子と合わせ、行動や感情表現の理由を考えるのも効果的です。
保育所・幼稚園・認定こども園などでは、日ごろの様子を見ているからこそつかむことができる小さな変化を、見落とさずに情報を整理できるのが大きな強みです。

～各場面でのこどもと保護者の様子～

園での1日の生活の様子



こどもの様子

- 見えないところに傷やあざ、やけどはないか？
- 衣服や身体は清潔に保たれているか？

こどもの様子

- 食事(おやつ)の食べ方はいかが？
(がつがつした食べ方、人に隠して食べる等)



こどもの様子

- 食事をとってきたか？
- 感情表現の仕方はどうか？
- 遊び方が攻撃的ではないか？
- 衝動的な行動はないか？



着替え



あそび



登園



昼食・食事 (おやつ)



おひるね



お迎え



こどもの様子

- 入眠時の様子はどうか？
(寝付けない、しくしく泣く、暗くなるのを怖がるなど
いつもと違う様子がある等)



こどもの様子

- 保護者が迎えに来た時の態度は？
(帰りたくない様子、保護者に近づかない等)

保護者の様子(夕方)

- 表情やこどもへの態度はどうか？
- こどもの方を見ているか？
- 会話の内容はどうか？
- こどもの話を聞いているか？



こどもの様子

- きげんはどうか？
- 表情はどうか？
- 服装はどうか？
- けが・あざ・やけどはないか？
- 保護者と離れる時の様子は？

保護者の様子(朝)

- 表情やこどもへの態度はどうか？
- こどもの方を見ているか？
- 会話の内容はどうか？
- 服装や身なりはどうか？
- 休むときに連絡はあるか？

見守り(モニタリング)のポイント

日頃からこどもや家庭に接触が可能な機関・関係者は、**日常的に細かな援助を行い、緊急の場合には児童相談所に連絡する必要があります。**

あらかじめ、個別ケース検討会議の場等を活用し、**見守るべき項目の確認、具体的にどのような状況が生じた際に、区家庭児童相談室や児童相談所に連絡し、情報共有・協働での対応をすべきかについて協議しておくことが望ましいです。**

特別な動きがない場合でも、定期的に主担当機関(区家庭児童相談室または児童相談所)に情報共有を行っておきましょう。



虐待対応において緊急性の高いもの

以下の状況については、対応の緊急性の高いものと理解し、ただちに児童相談所に連絡してください。

- こどもに**生命の危険があるようなケガがある**
(頭や顔の外傷、骨折、打撲、火傷など)
- 保護者がこどもに対し**生命の危険が及ぶような加害行為**をしている
(医療が必要なほど殴る、蹴る、乳幼児を強くゆするなど)
- 衰弱状態(脱水症状、栄養不足など)
- 性的な被害(性交、性器や性交を見せる、身体に触る・触らせるなど)
- 保護者またはこども自身が**保護を求めている**
(家に帰りたがらない差し迫った状況など)

★乳幼児は、自ら危険を避けることができないため、危険度や緊急性が高まります。